神戸市立須磨ヨットハーバー条例第８条第２項の規定により、令和８年７月１日以降の利用料金の額を承認しましたので、同条第３項の規定により公表します。

1.公の施設

神戸市立須磨ヨットハーバー(須磨区若宮町１丁目３番２号及び須磨区若宮町１丁目１番４号)

2.指定管理者

須磨ヨットハーバー運営共同事業体
　代表者　株式会社ヤマハ藤田
　　代表　取締役 藤田 忠久
　住所　　兵庫県姫路市本町 155 番地

3.利用料金の額

（１）係留及び陸置に係るもの

種　　別			一般利用料に係る額（１隻１日につき）	専用利用に係る額（１隻１月につき）
ディンギー、スポーツ用漕艇又は水上オートバイの陸置			１，７０８円	８，７５８円
上記以外の艇	くい係留又は陸置	５メートル以下のもの	３，５２０円	２１，２５６円
		５メートルを超え６メートル以下のもの	４，１１７円	２４，８８１円
		６メートルを超え７メートル以下のもの	４，６９３円	２８，４１２円
		７メートルを超え８メートル以下のもの	５，２９０円	３２，０４７円
		８メートルを超えるもの	５，２９０円に８メートルを超える１メートルにつき、１，６５５円を加えた額	３２，０４７円に８メートルを超える１メートルにつき、８，９２５円を加えた額
	浮桟橋係留		上記の額に１.２を乗じて得た額	上記の額に１.２を乗じて得た額

備　考

１．神戸市内に住所又は勤務場所のいずれも有しない使用者の専用利用に係る額は、この表の専用利用に係る額に１.２を乗じて得た額とする。

２．この表において「ディンギー」とは、艇長６メートル以下のヨットで、センターボードの

上げ下ろしが手動でできるものをいう。

3．１日未満、１月未満及び１メートル未満の端数は、それぞれ、１日,1月及び１メートルとして計算する。

4．利用契約者が、係留及び陸置年間利用料金を指定期日の５月３１日までに一括納付した場合は、この表の専用利用料に係る額に０.９５を乗じて得た額とする。

（２）係留及び陸置以外に係るもの

種　　別	金　　額	
揚降施設の利用	揚艇又は降艇１回につき　６６０円	
修理庫の利用	１隻１日につき　１，３２０円	
修理ヤードの利用	１隻１日につき　２，２００円	
駐車場の利用	平日（７月・８月を除く）	最初の１時間４００円 以降１時間毎２００円 （当日最大料金７００円）
	土日祝及び７月・８月	最初の１時間５００円 以降１時間毎５００円 （当日最大料金なし）
	須磨ヨットハーバー利用者等	当日最大料金７００円
船具ロッカー（大）の利用	１月につき　２，６４０円	
船具ロッカー（小）の利用	１月につき　１，３２０円	
給油施設の利用	１月につき　１６５，０００円	
シャワーの利用	無料	
会議室の利用	午前９時から正午まで	１室につき　２，６７２円
	午後１時３０分から 午後４時３０分まで	１室につき　２，６７２円
	午前９時から午後５時まで以外の時間の利用	１室１時間につき　９１２円
事務室の利用	１平方メートル１月につき　１，６０３円	
建物の会議室及び事務室以外の部分の利用	行政財産の許可使用に関する使用料条例（昭和３９年３月条例第８０号）の規定の例により算出して得た金額	
物件の設置	１物件１月につき　１，１００円	
建物以外の部分の催物の実施による利用	１平方メートル１日につき　２２０円	

備　考

1．１時間未満,１日未満,１月未満及び１平方メートル未満の端数は、それぞれ１時間,１日,１月及び１平方メートルとして計算する。

2．揚降施設の利用に係るものについて、１枚１回の利用券を１冊１２枚つづりとした回数券の場合は、１冊１２回分を６,６００円とする

3．揚降施設と牽引作業の利用に係るものについて、１枚１回の利用券を１冊１２枚つづりとした回数券の場合は、１冊１２回分を２７,５００円とする。

4．修理ヤードの利用に係るものについて、修理サービスを利用目的として１週間前までに利用予約した場合は、この表の修理ヤード利用に係る利用料金の０.５を乗じて得た額とする。

5．会議室の利用に係るものについて、神戸市に住所、又は勤務場所を有する個人・法人・団体が利用する場合は、この表の会議室の利用に係る利用料金に０．８を乗じて得た額とする。

利用料金の種類	利用料金の額	
駐車場の利用	平日 （７月・８月を除く）	最初の１時間４００円 以降１時間毎２００円 （当日最大料金７００円）
	土日祝及び７月・８月	最初の１時間５００円 以降１時間毎５００円 （当日最大料金なし）
	須磨ヨットハーバー利用者等	７００円／日

備　考

１時間未満、１日未満の端数は、それぞれ１時間,１日として計算する。

4.施行日

2026 年７月１日